瀬戸市告示第１２３号

瀬戸市地価公示等に係る図書の閲覧に関する規程（昭和４６年瀬戸市告示第１６号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（閲覧時間） 第３条　図書の閲覧時間は、午前９時から午後４時までとする。	（閲覧時間） 第３条　図書の閲覧時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

附　則

この告示は、令和８年１０月１日から施行する。